

産業廃棄物処理施設設置許可証

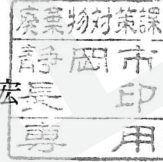
平成29年9月6日

住 所 静岡県静岡市葵区富厚里 1837 番地の 1

氏 名 株式会社静岡資源
代表取締役 森 勝久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

静岡市長 田 辺 信 宏



許可の年月日	平成29年9月6日	許可番号	170115021
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種別 政令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 政令第7条第8号の2（がれき類の破碎施設） 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類		
設置場所	静岡市葵区富厚里1837番1		
処理能力	廃プラスチック類 6.64 t/日（8時間） 紙くず 5.52 t/日（8時間） 木くず 7.68 t/日（8時間） 金属くず 49.04 t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 68.00 t/日（8時間） がれき類 118.40 t/日（8時間）		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ ④		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		